

平成 22 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等について(詳細版)

平成 23 年 5 月 16 日
中 小 企 業 庁

平成 22 年度は、エコカー購入補助及び家電エコポイント制度による販売増、海外経済の回復による輸出の好調などにけん引され、景気持ち直しの動きがみられていた。しかし、円高の進行及び海外経済の停滞を背景とした輸出の回復ペースの鈍化により、景気の足踏みが懸念された。さらには、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響から、景気の先行きについても弱い動きが続くと見られており、中小企業、とりわけ下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念されている。

こうした経済状況にかんがみ、中小企業庁では、平成 22 年度において、以下のとおり親事業者への書面調査や指導文書の増加、立入検査及び特別事情聴取の実施など下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請代金法」という。)の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行った。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 中小企業庁長官からの公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請代金法第 6 条に基づき中小企業庁長官から公正取引委員会に対して措置請求を行うとともに企業名を公表しており、平成 22 年度において以下の 4 件(平成 21 年度 2 件)の請求を行った(表 1 参照)。

表 1 公正取引委員会に対する措置請求案件

件名	概要	違反法条	措置請求日
(株)Aに対する件	婦人服及び装飾雑貨の製造委託に関し、下請事業者から「各店商品振分け・発送経費負担分」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を支払うべき下請代金の額から減じていた。 (115 社に対し、総額 1 億 3,618 万円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号(減額の禁止)	H22.9.10
B(株)に対する件	ペット食品及びペット用品の製造委託に関し、下請事業者「販売協力金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じた額を負担するよう要請し、下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 (12 社に対し、総額 3,137 万円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号(減額の禁止)	H22.11.12
C(株)に対する件	婦人服・婦人用品等の製造委託に関し、下請事業者「歩引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払うべき下請代金の額から減じていた。 (131 社に対し、総額 8,395 万円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号(減額の禁止)	H22.12.10
D(株)に対する件	貨物運送又は倉庫における保管の委託に関し、下請事業者「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じた額を負担するよう要請し、下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 (273 社に対し、総額 4,358 万円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号(減額の禁止)	H23.3.30

(2) 書面調査等の状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、下請代金の不当な減額、支払遅延などの下請代金法上の11の禁止行為(以下「実体規定関係」という。)に該当するおそれや発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務(以下「手続規定関係」という。)違反の事実及び違反のおそれが認められた場合には、親事業者に対して、改善指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成22年度には、親事業者44,702社(平成21年度39,557社)に下請事業者204,886社(同189,764社)を加えた計249,588社(同229,321社)に対して書面調査を実施し、その結果から下請代金法違反のおそれのある11,770社(同8,720社)の親事業者へ警告文書を発出した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての申告の受付を随時行っており、平成22年度は51件(同67件)について調査を行った(表2参照)。

表2 下請代金法の運用状況

年度 事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
書面調査・申告	130,877	202,153	229,388	249,639
うち申告	29	57	67	51
指導文書発出	6,954	8,329	8,720	11,770
立入検査等	979	1,117	1,052	1,224
うち特別事情聴取	—	32	35	26
改善指導措置	903	1,004	977	1,143
うち措置請求	1	4	2	4

(3) 立入検査による改善指導の状況

違反のおそれのある1,224社(平成21年度1,052社)に対し立入検査等を実施し、1,143社(同977社)に対して書面により改善指導を行った。実体規定関係の禁止行為の違反としては、支払代金の支払遅延、下請代金の減額が多く見られ、これらに対し改善指導を行った(表3及び別紙1参照)。そのうち親事業者396社に対し、減額した下請代金及び支払遅延に係る遅延利息の合計額約1,021百万円(同405百万円)の支払を指導した(表4参照)。

併せて親事業者に対して、発注時の書面交付(発注内容、発注金額、納期、検収期間、知的財産権の取扱などの事項を記載)の徹底、関係書類の保存の徹底の指導を行うとともに、これらの違反行為の他11の禁止行為に違反することのないよう社内における体制整備を行うこと等についても指導した。

表3 改善指導措置の内訳

(単位：件)

内 訳		年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実 体 規 定 関 係	総 計		757	831	859	1,160
	受 領 拒 否		13	15	13	29
	支 払 遅 延		364	405	404	465
	下請代金の減額		272	279	282	394
	返 品		15	18	18	28
	買 いた た き		33	43	48	54
	購 入 ・ 利 用 強 制		1	0	6	11
	報 復 措 置		0	0	0	0
	有償材の早期相殺		26	23	21	40
	長 期 手 形		31	39	41	127
	利 益 要 請		2	5	14	7
	や り 直 し		0	4	12	5
	手 続 規 定 関 係	総 計		1,130	1,641	1,653
書面不備・未交付			521	999	856	1,097
書 類 未 保 存			609	642	767	962

表4 減額した下請代金の返還及び支払遅延に係る支払遅延利息の支払状況

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
返還額(百万円)	1,245	405	1,021
親事業者数(社)	270	257	396

表 5 実体規定関係違反件数の推移

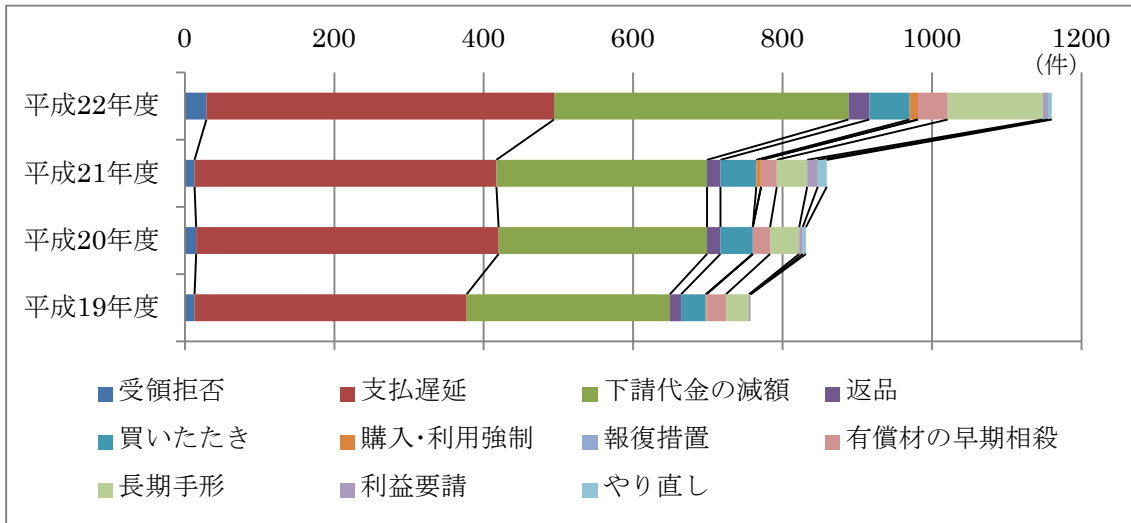
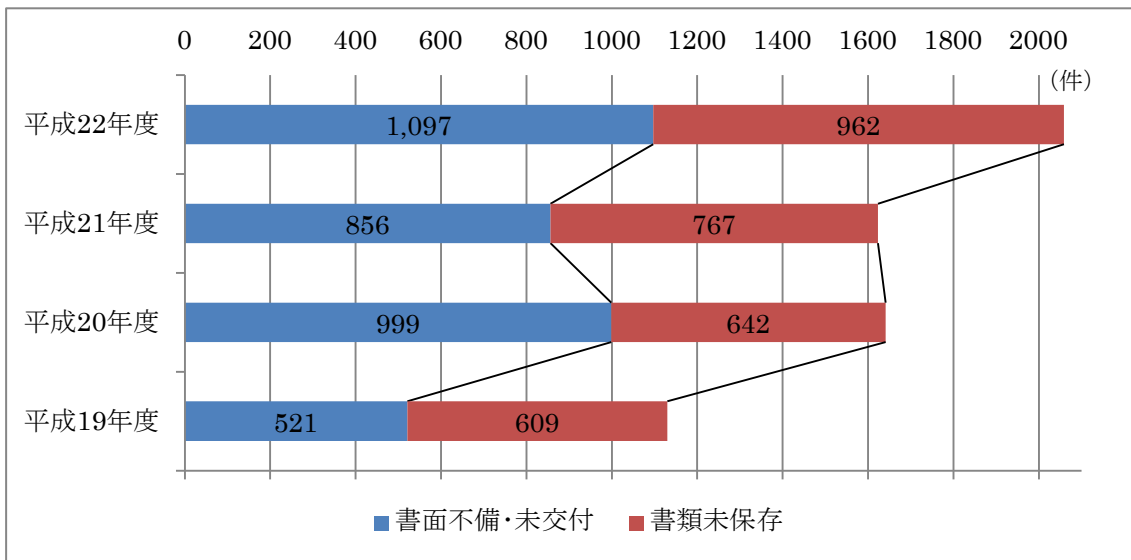
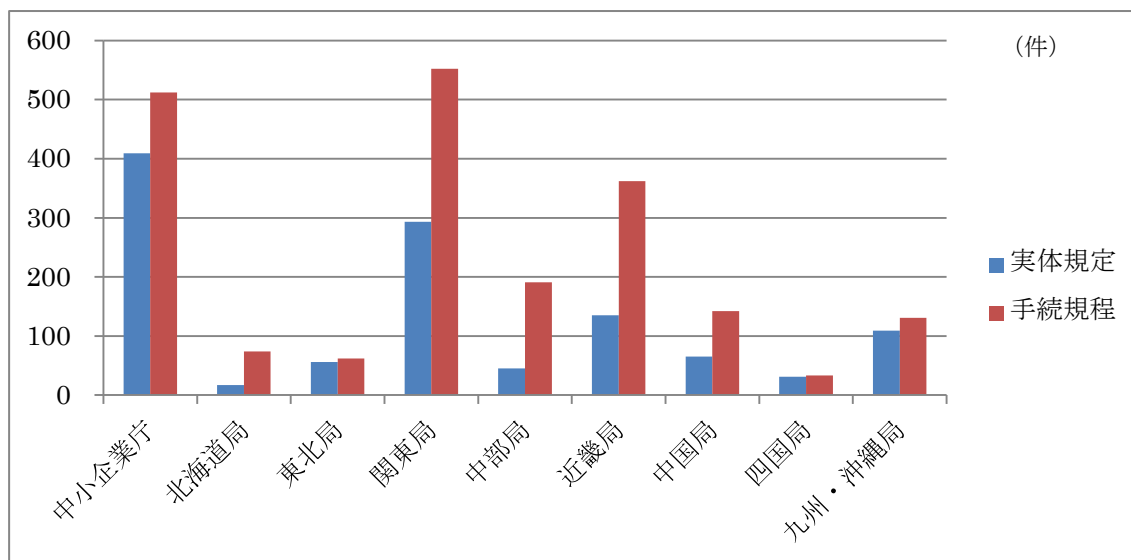


表 6 手続規定関係違反件数の推移



立入検査については、中小企業庁及び全国9か所の経済産業局(沖縄経済産業部を含む)内の取引関係部署が担当しており、平成22年度に実体関係規定及び手続関係規定違反として改善指導措置を採った合計件数はそれぞれ1,160件及び2,059件となっており、部署別の内訳は以下のとおりである。なお、沖縄経済産業部については、九州経済産業局の数字と合算している(表7参照)。

表 7 中小企業庁・経済産業局別の実体・手続関係規定の違反件数(平成 22 年度)



(4) 特別事情聴取の実施

立入検査とは別に、平成 20 年度から、①改善報告書を未提出の事業者、②改善指導を連続して受けた事業者、③改善報告書の提出が遅れている事業者に対して、中小企業庁及び経済産業局の幹部等が、社内体制の状況、違反行為が繰り返される理由、今後の改善方針等についての特別事情聴取を行っており、平成 22 年度においては 26 件の改善指導を行った。

また、書面調査において、「下請取引なし」と回答した親事業者 435 社に対して取引内容の確認等を行う特別調査を実施し、43 社から「下請取引あり」の回答を得た。

※主な業種 化学工業、繊維工業、道路貨物運送業、食品製造業、機械器具部品卸売業、各種商品卸売業、他 10 業種

【特別事情聴取の事例】

E社から書面調査の回答が期限後 4 ヶ月が経過してもなかったため、中小企業庁の幹部から同社取締役に対して、すぐに提出するように指導を行った。これに対して、同社取締役は、①書面調査をすぐに提出すること、②下請代金法の社内への周知徹底を行うことを約束し、後日、書面調査の提出と社内への周知結果の報告があった。

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況について

企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会と全国 47 都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。

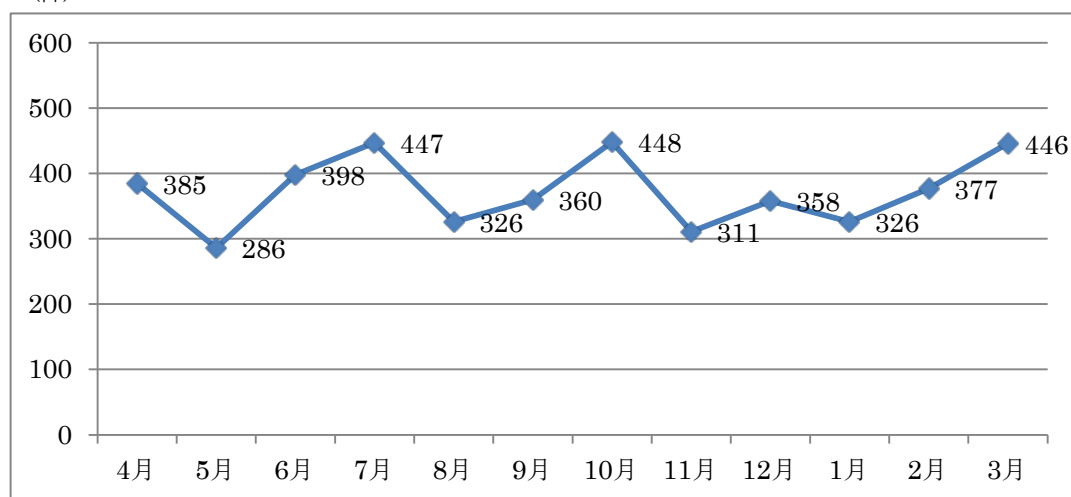
開設と同時に全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

(1) 相談対応

①相談事業

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 22 年度の相談実績は 4,468 件(平成 21 年度 5,142 件)となっており、その内容は「下請代金法」に関する相談件数が 928 件(同 949 件)、「建設業」関係が 1,257 件(同 1,446 件)、「運送業」関係が 211 件(同 248 件)となっている。また、無料相談の弁護士を前年度の 410 名から 431 名に増員し、646 件(同 879 件)の相談に対応した。

表 8 下請かけこみ寺相談件数(月次実績)
(件)



【弁護士相談事例】

F 社(中小企業)は、鋳物メーカーのG社から材料の支給を受け、切削加工を行っている。G社からの支給材の中には塊が多く含まれていたり、亀裂があるものがあり、それを切削加工すると切削機械が破損してしまう。このため、機械の破損に関して修理費用を請求したい。

→ 修理費用の請求は、最終的に訴訟による解決まで考えているのであれば、個々の修理について、発生日時及び修理箇所を特定し、それにかかった実際の費用を部品交換代の領収書等に基づいて算出する必要があることをアドバイスした。

(2) ADR の実施

全国の弁護士約 180 名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地で ADR(裁判外紛争解決手続)を行い、平成 22 年度は 26 件(平成 21 年度 37 件)の案件に対応した。

【和解事例】

H(個人事業者)は、I社から請け負って実施した公共建築物の耐震診断業務が完了したので、耐震診断報告書を提出(納品)したが、当該業務請負代金約 160 万円が支払予定日を数ヶ月過ぎたにもかかわらず支払われない。再三督促するも「支払います」との回答の繰り返しであった。

→ 約 3 ヶ月間の調停を経て、I社が一括の支払いが困難なことから、3回の分割払いとし、Hの請求どおり合計約 160 万円を支払うことで和解が成立した。

3. 下請取引適正化の推進について

(1) 講習会等の開催について(表9参照)

① 下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を受講対象として講習会を実施しており、企業の裾野部分からの法令遵守の向上を促進している。

② 下請取引適正化特別推進月間(6月)

依然として厳しい状況に置かれている中小企業、とりわけ下請事業者にそのしわ寄せが生じないように、下請取引適正化の推進を徹底することが必要であり、6月を「下請取引適正化特別推進月間」として、公正取引委員会と連携しつつ、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催する等の事業を実施した。

③ 下請取引適正化推進月間(11月)

政府は、従来から下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

下請取引適正化推進月間では、「いつも作って発注書！いつも守って下請法！」をキャンペーンの標語として制定し、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催する他、親事業者団体等に対する説明会を開催する等の事業を実施した。

④ 経営者等トップマネジメントに対する下請代金法講習会(トップセミナー)

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、企業の経営層に対する直接的な下請代金法の周知活動が、企業ぐるみの取組を促し、「下請取引の適正化」の実効性をより高める観点から開催した。

⑤ 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2010

下請取引適正化推進シンポジウム2010(東京、大阪)及び下請取引適正化セミナー(札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡)を開催し、企業の調達担当者等が参加した。シンポジウムでは、専門家による下請代金法や改正独占禁止法等に関する基調講演を行うとともに、企業法務部等の代表者や弁護士等によるパネルディスカッションを行い、法令遵守の重要性について活発な議論が行われた。また、セミナーでは、企業法務部等の代表から下請取引の適正化の取組事例が紹介された。

表9 講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
① 下請代金法講習会	124回	16,073名
うち下請取引適正化特別推進講習会(6月)	21回	3,433名
うち下請取引適正化推進講習会(11月)	41回	5,487名
② トップセミナー	50回	1,841名
③ 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8回	1,343名
合計	182回	19,257名

(2) 下請取引の適正化に係る通達の発出

下請代金法、下請中小企業振興法(振興基準)の周知徹底及び同法の遵守を目的に経済産業大臣名で、業界団体等に対し平成22年11月に通達文書を発出した。

下請取引の適正化(下請代金法関連)については、親事業者代表取締役(34,583社)及び関係事業者団体代表者(651団体)あてに、経済産業大臣、公正取引委員会委員長との連名で発出した。また、下請事業者への配慮等(下請中小企業振興法関連)については、関係事業者団体代表者(750団体)あてに、経済産業大臣、主務大臣連名等で発出した。

さらに、平成23年4月22日には、親事業者(約22,000)及び都道府県下請企業振興協会(47)に対して、東日本大震災により影響を受けている下請中小企業について、できる限り取引関係を継続することや優先的に取引あっせんを行うこと、風評被害を防止すること等を経済産業大臣名で要請した。

(3) 下請取引コンプライアンス・プログラムの策定

下請代金法の重要性について十分理解していない、業界の悪しき慣習から抜け出せない、社内のチェック体制が機能していない等の親事業者が存在すること、また、立入検査を行った結果、ほとんどの企業で改善指導を受けている等の実態があった。このような状況から、下請代金法等の法令遵守にかかる社内体制の整備に関する調査検討会を平成22年12月から開催(座長は一橋大学大学院 村上政博教授)し、各委員の意見やアンケート及びヒアリング調査結果に基づいて、親事業者の下請取引コンプライアンス・プログラムの実行を支援するための資料を策定した。

(4) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)の策定・改訂及び普及啓発

① 下請ガイドラインの策定状況

下請代金法による取締りにとどまらず、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引を一層推進していくことが重要であるとの認識の下、これまでに素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック輸送、建材・住宅設備及び放送コンテンツの11業種について下請ガイドラインを策定した。

平成22年度は、新たに4業種(鉄鋼産業、化学産業、紙・紙加工品産業、印刷産業)で策定するとともに、既に策定している3業種(広告産業、情報通信機器産業、建材・住宅設備産業)で改訂を行った。また、15業種の下請ガイドライン説明会を行うなどの普及啓発を行った。

② 下請ガイドラインの普及啓発

全国各地において、「下請かけこみ寺」と全国中小企業団体中央会等が連携して、下請ガイドラインの説明会を開催した。平成22年度は普及啓発説明会を243回開催し、6,365名の受講者があった。

表10 業種別の説明会開催数

素形材	自動車	産業機械 ・航空機	繊維	情報通信 機器	情報サービス・ ソフトウェア
16	19	12	15	5	12
広告	建設業	トラック 運送業	建材・住宅 設備	放送・ コンテンツ	鉄鋼
4	76	12	6	1	6
化学	紙・ 紙加工品	印刷	下請ガイド ライン全体	合計	
4	5	23	27	243	

③下請ガイドラインベストプラクティス集(三訂版)の普及啓発

各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項として下請適正取引等の推進のためのガイドラインベストプラクティス集を作成しており、その普及啓発に努めた。

平成22年度における主な指導事例

1 受領拒否(下請代金法第4条第1項第1号)

業種	概要
織物・衣服・身の回り品小売業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているa社は、取引先から発注をキャンセルされたことを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
情報サービス業	ゲームソフトの作成を下請事業者に委託しているb社は、発注元の都合による仕様の変更を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。

2 下請代金の支払遅延(下請代金法第4条第1項第2号)

業種	概要
食料品製造業	食品の製造を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者に対して、「毎月20日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
放送業	番組制作等の情報成果物の作成を下請事業者に委託しているd社は、放送月の前月末日に納入された情報成果物の作成に係る下請代金の支払について、「放送月の翌月末日支払」の支払制度を採っていることから、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額(下請代金法第4条第1項第3号)

業種	概要
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
各種商品小売業	プライベートブランド商品の製造委託に関し、「リベート」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から控除し、下請代金の額を減じていた。
倉庫業	倉庫内における物品の入出庫等の作業を下請事業者に委託しているf社は、「手数料」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

4 返品(下請代金法第4条第1項第4号)

業種	概要
生産用機械器具製造業	食品の機械や装置の製造を下請事業者に委託しているg社は、発注元から誤発注があったことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。
広告業	広告の制作等を下請事業者に委託しているh社は、取引先からの発注が取り消されたことを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに返品を行っていた。

5 買ったとき(下請代金法第4条第1項第5号)

業種	概要
プラスチック製品製造業	プラスチック製品の製造を下請事業者に委託しているi社は、従来の価格から一定率で単価を一方的に引き下げて下請代金の額を定めていた。
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているj社は、同社が一方的に代金を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。

6 購入・利用強制(下請代金法第4条第1項第6号)

業種	概要
各種商品卸売業	容器の製造を下請事業者に委託しているk社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対して、自社が販売する商品の購入を要請していた。
不動産賃貸業・管理業	ビルのメンテナンスを下請事業者に委託しているl社は、下請事業者に対し、映画やイベントチケット等を購入するよう要請していた。

7 有償支給材料等の対価の早期決済(下請代金法第4条第2項第1号)

業種	概要
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品の製造を下請事業者に委託しているm社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造して納品するまでの期間を考慮せずに、下請代金の支払制度と有償支給原材料の対価の決済制度を同一にしていたため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

8 割引困難な手形の交付(下請代金法第4条第2項第2号)

業種	概要
繊維工業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているn社は、下請事業者に対し、手形期間が90日を超える手形(期間120日)を交付していた。
道路貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているo社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える手形(期間180日)を交付していた。

9 不当な経済上の利益提供要請(下請代金法第4条第2項第3号)

業種	概要
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているp社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。
旅行業	海外の宿泊施設等の手配業務を下請事業者に委託しているq社は、委託取引先の登録制を採っているが、登録された下請事業者に対し、「協定料」と称して金銭の提供を要請していた。

10 不当な給付内容の変更及びやり直し(下請代金法第4条第2項第4号)

業種	概要
機械器具卸売業	印刷用のポンプの製造を下請事業者に委託しているr社は、顧客からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず発注の内容を変更し、変更に伴う必要な費用を負担していなかった。
情報サービス業	システムプログラムの開発等を下請事業者に委託しているs社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく委託内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を下請事業者負担させていた。

下請代金法の概要

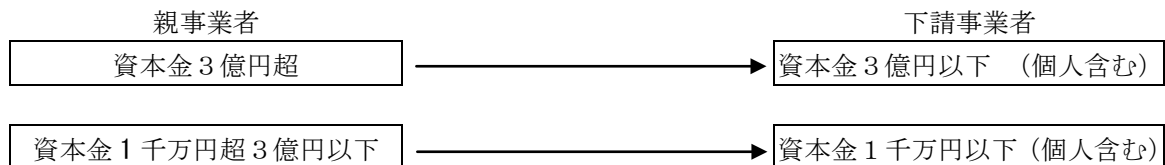
本法の概要

下請代金法は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的とする特別法として、昭和31年に制定された。

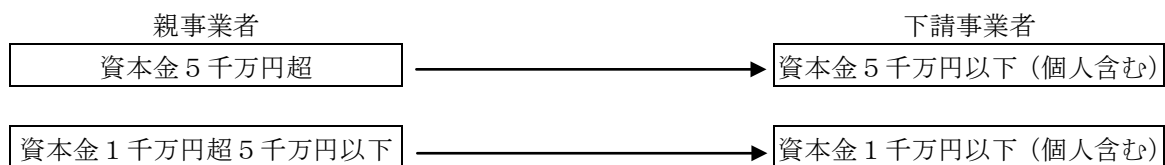
(1) 目的 (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託 (①を除く。)



(3) 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)及び禁止行為(第4条第1項、第2項)並びに調査権(第9条)及び排除措置(第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務 (第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

